

伊勢崎市立南小学校いじめ防止基本方針

伊勢崎市立南小学校では、「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを契機にいじめ防止に向けた取組の一層の充実を図っていきます。

伊勢崎市立南小学校

I いじめ防止に対する基本的な認識について

- 1 いじめは、児童に対して他の児童によって行われる心や体などに影響を与える行為で、対象になった児童が心身の苦痛を感じているものとします。
- 2 いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるだけでなく、命や体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。
- 3 いじめは、人間として許されない、卑劣な行為です。いじめは根絶されなければなりません。
- 4 いじめの根絶は、学校だけでできるものではありません。学校、児童、家庭、地域、関連する機関等が協力して取り組むことによって可能となります。
- 5 子ども達が「いじめのない学校をつくる」ためには、大人達が「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有と行動化が不可欠です。

II いじめ防止に向けた取組について

- 1 児童にとって学校が楽しく、充実感が得られるような教育を実践することが、いじめの未然防止の原点であると職員全体で共通認識し、学校を挙げていじめ防止に取り組めます。
- 2 いじめ防止に視点を当てた学校経営、学級経営は、児童が安心して学校生活を送れることにつながり、もって学力の向上などの本校の教育目標の実現にもつながると考え、積極的にいじめ防止に努めます。
- 3 学校全体でいじめ防止に向けた取組を実践するために、年度当初に全職員で「南小いじめ防止活動年間計画」を踏まえた「南小いじめ防止基本方針」を確認します。
そして、校長の指示のもと、いじめ防止担当教諭を置いた「いじめ防止推進委員会」を中心にして、いじめ防止に向けた取組の充実を図ります。
- 4 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、その上で「いじめ防止基本方針」について、児童、保護者、地域等に説明します。
- 5 校内に「いじめ防止基本方針」を具現化したポスターを掲示し、啓発に努めます。
- 6 いじめ防止推進委員会は、教職員がいじめ防止について研修する校内研修を企画・実施します。
- 7 児童会が中心となり、「児童自らがいじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動する」ような主体的な取組を推進します。

- 8 いじめられた時に抵抗できる児童を育成するために、児童がしっかりと自分の考えを主張できるようになるよう、授業改善などに取り組みます。
- 9 いじめ防止は、人権を守る取組です。それと矛盾する教職員による体罰や暴言等はありません。全教職員が研ぎ澄まされた人権感覚をもって指導にあたります。

Ⅲ いじめの対処に関する方針について

- 1 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいる中でも、いじめは起こり得ると考え、いじめの早期発見、早期対応に努めます。そのために、日常の児童観察を充分に行い、合わせて毎月の「生活（なかよし）アンケート」を実施します。
- 2 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、援助を要請します。
- 3 児童がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告します。
- 4 いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するために、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた児童や保護者に対する支援、及び、いじめを行った児童に対する指導、さらに、その保護者に対する助言などを教職員全体で共通理解し、継続的に支援、指導、助言を行います。
また、必要に応じて全校児童に再発防止の指導を行います。
- 5 いじめを行った児童については、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童のみならず他の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じることがあります。
- 6 いじめを受けた児童の保護者といじめを行った児童の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。
- 7 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。
- 8 学校は、客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

Ⅳ 重大事態への対処について

- 1 いじめにより在籍する児童の生命、人身又は、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合には、いじめ問題調査委員会において、速やかに調査を行います。
- 2 重大事態が発生した際には、教育委員会に通じ、市長に報告します。

Ⅴ 取組の評価・検証について

- 1 毎年行う学校評価を用いて、いじめ防止等に向けた取組を検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告します。また、その結果を基にしていじめ防止等に向けた取組を改善し、次年度に活かします。